

特例補装具審査会設置要綱

第1 目的

特例補装具審査会（以下「審査会」という。）は、埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の長の諮問に応じ、特例補装具費の支給の必要性及び購入又は修理に要する額の算定等について、専門的・技術的検討を加えることにより、センターの長が行う判定業務の円滑な実施及び市町村の補装具費支給事務の適正な実施に資することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「特例補装具」とは、身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、厚生労働省告示（平成18年9月29日第528号）に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、基本構造等によることができない補装具をいう。

第3 審査会等の構成

- (1) 審査会の委員は、別表に掲げる者とする。
- (2) センターの長は、必要に応じ、その他の関係職員等の出席を求めることができる。

第3の2 審査会委員の任期

委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4 招集等

- (1) 審査会は、センターの長が招集する。
- (2) 審査会の議長は、福祉局長が行う。

第5 審査会の審議に付すべき事項

- (1) 市町村長からの判定依頼に基づく特例補装具の必要性
- (2) 市町村長からの技術的助言依頼に基づく身体障害児に係る特例補装具の構造、機能等に関する技術的助言
- (3) センターが判定を行う場合の、身体障害児に係る特例補装具の必要性
- (4) その他特例補装具に関わる専門的技術的意見等

第6 会議の非公開

身体障害者の個人情報及び法人(事業者)に関する情報であって、特定の個人が識別され、また、企業経営に影響を及ぼす恐れがあるため会議の審議内容等は非公開を原則とする。

第7 開催時期等

案件が整い次第、随時開催する。

第8 その他

- (1) 判定依頼した市町村は、センターの求めに応じて、関係資料の準備、提供に協力するものとする。
- (2) センターの長は、審査会の審査の結果を尊重して判定を行うものとする。
- (3) この要綱に定めるもののほか、審査会の開催に必要な事項は別に定める。
- (4) 審査会に関する事務は、身体障害担当が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 7月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表

特例補装具審査会委員

センター長
診療部医長（身体障害者更生相談の判定業務に従事する医長に限る）
福祉局長
相談部長
県障害者福祉推進課職員
理学療法科長
作業療法科長
市町村代表者（2名）